

国際問題懇談会の設置について

平成18年4月18日
原子力委員会決定

1. 趣旨

原子力政策大綱が策定された後においても、国際情勢は常に変化しており、様々な動きが見られる。

そこで、原子力委員会は、国際問題に関し適切な政策のあり方を検討するために、原子力を取り巻く様々な国際的課題について、逐次最新の情報を収集しつつ、有識者との意見交換を行う「国際問題懇談会」を設置する。

2. 構成

原子力委員長及び原子力委員、原子力委員会の指名する参与又は専門委員をもって構成する。

3. 懇談内容

原子力に関する「核不拡散の維持・強化」、「国際協力」及び「国際展開」についての課題を随時設定し、適宜有識者を招へいして、懇談を行うこととする。

4. スケジュール

4月28日（金）に第1回会合を開催し、その後必要に応じて開催する。

5. その他

懇談会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。